

税務 | 受取利息に対する優遇税制適用

2022年5月

■ 文書

2022年3月22日、ハイフォン市税務局は受取利息に対する優遇税制適用に関するオフィシャルレター709/CTHPH-TTHTを発行しました。

■ 概要

法人税の優遇措置を享受している会社が、資金を金融機関に預金し、利息を受領した場合、当該利息は優遇税制の対象とはなりません。（金融機関の所在地は、優遇税制エリアの内外を問いません）
会社は、優遇措置の対象となる活動、対象とならない活動からの所得を別々に計算し、申告・納税する必要があります。また、通達 CIRCULAR 78/2014/TT-BTC 第7条第7項に基づき、当該受取利息は、優遇措置の対象とならない支払利息に対してのみ相殺が可能です。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。